

令和 5 年 度

兵庫県内部管理評価報告書審査意見書

令和 6 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員



兵 監 委 報 第 16 号  
令 和 6 年 9 月 18 日

兵 庫 県 知 事 齋 藤 元 彦 様

兵 庫 県 監 査 委 員

小 畑 由 起 夫  
岸 本 か ず な お  
吉 岡 た け し  
花 岡 正 浩

令 和 5 年 度 兵 庫 県 内 部 管 理 評 価 報 告 書 の 審 査 に つ い て

令 和 6 年 8 月 9 日 付 け 審 第 1037 号 で 審 査 依 頼 が あ り ま し た 令 和 5 年 度 兵 庫 県 内 部 管 理 評 価 報 告 書 を 審 査 し た 結 果 に つ い て、別 添 の と お り 意 見 を 提 出 し ま す。



— 目 次 —

第 1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の手続	1
第 2 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 審査の意見	2



# 第 1 審査の概要

## 1 審査の対象

令和 5 年度兵庫県内部管理評価報告書（以下「報告書」という。）

## 2 審査の手続

知事から提出された報告書について審査を行った。

審査に当たっては、

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか

イ 内部管理の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に実施されたか

等の点について検証し、兵庫県監査委員監査基準に準拠して、リスク評価シート等の照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施するとともに、財務監査等の結果も参考にして慎重に審査した。

## 第 2 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

### 2 審査の意見

留意・改善・要望事項については以下のとおりである。

#### (1) 運用上の重大な不備等

報告書記載のとおり、評価対象期間中に運用上の重大な不備が 1 件あり、また評価対象期間外においても運用上の重大な不備等が 3 件あった。

これらの不備等については、県民から信頼される県政の推進や、内部管理の目的である財務諸表等の信頼性の確保等に影響を及ぼすものである。

内部管理制度運用後、初めて県及び県民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせた運用上の重大な不備等が発生したことを真摯に受け止め、再発防止に向け、是正等に対する取組を進められたい。

#### (2) 内部管理の実効性確保

総括部局、推進部局をはじめとする推進組織の取組等により、指摘事項となるような不備は見受けられなかった。

しかしながら、リスク評価シートの重点リスクに記載していても、財務監査でリスクと同じ内容の誤りが指摘等されており、内部管理の効果が十分に発揮されていないものが多数認められた。

また、財務監査において指摘等された財務事務上の誤りをリスク評価シートの重点リスクに記載していないものも見受けられた。

不備のあった所属の内部管理推進員は、不備発生の原因を「確認が不十分」や「法令等の理解不足」等で終わらせず、十分に分析した上で、「複数人で確認を徹底」といった抽象的なものではなく、所属の実情に応じた具体的なリスク対応策を講じ、再発防止に努められたい。

#### (3) 内部管理制度の更なる周知徹底

内部管理制度の導入から 4 年目となるにもかかわらず、リスク評価シートの記載内容に不適切なものが見受けられるなど、制度が職員に十分に浸透しているとは言いがたいものが認められた。

制度を形骸化させることなく、職員への意識付けを浸透させ、職員一人一人が自ら携わる業務に内包される重点リスクを理解した上で、その対応策を常に意識して業務を遂行することが必要である。

適正な事務の執行を図るため、特に部局長をはじめとする幹部職員は、職員への意識付けと周知徹底に引き続き努められたい。



